

令和3年3月18日

各社会教育施設長 殿

生涯学習課長

国における緊急事態宣言解除後（段階的緩和期間中）の
県立社会教育施設の対応について（通知）

このことについて、本日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置が終了することとなりました。

これを受け、本日、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が廃止され、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が改定されました。

ついでには、本対処方針及び基本方針に基づく段階的緩和期間中の県教育委員会の対応として、博物館及び美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館については閉館時間を最長20時までとして引き続き開館することとしますので、対応についてよろしくお願ひします。

問合せ先

調整グループ

清水、黒崎

電話 045(210)8337(直通)

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定
令和2年5月25日改定
令和2年6月18日改定
令和2年7月9日改定
令和2年7月17日改定
令和2年7月29日改定
令和2年8月7日改定
令和2年8月19日改定
令和2年9月15日改定
令和2年11月20日改定
令和3年1月4日改定
令和3年3月5日改定
令和3年3月18日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止

対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。
- ステージの状況に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「講ずべき施策の提案」を踏まえ、必要な対応を検討する。

イ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

ウ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。
- 医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フェーズ」として改めて整理する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		クラスター発生状況 ⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージ3の指標	最大確保病床の占有率 20%以上	最大確保病床の占有率 20%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上	10%	15 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージ4の指標	最大確保病床の占有率 50%以上	最大確保病床の占有率 50%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上	10%	25 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ0	病床確保フェーズ1	病床確保フェーズ2	病床確保フェーズ3	病床確保フェーズ4
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)			
即応病床数	120 床	650 床	850 床	1,100 床	1,555 床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ(国定義)	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ (病床利用率 20%超)	ステージⅣ (病床利用率 50%超)	

3 イベントの開催制限について

時期		収容率		人数上限
令和2年 5月25日 ～	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔		200人
6月19日 ～	屋内	50%以内		1,000人
	屋外	十分な間隔		1,000人
7月10日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
9月19日 ～	イベント の 類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 （雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等） ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度（両方の条 件を満たす必要）
		100%以内 （席がない場合は 適切な間隔）	50%以内 （席がない場合は 十分な間隔）	
令和3年 3月22日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人、又は 収容人数50%以内 （≤10,000人） のいずれか大きい方

※ 具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定
令和2年11月20日改定
令和3年3月18日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和3年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県教育委員会における今後の教育活動等について（令和3年3月18日現在）

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

緊急事態宣言解除に伴い、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

ア 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり。）

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保。）
 - ・式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

エ 部活動について

- 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。

オ 修学旅行等について

- 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

カ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 博物館・美術館については、段階的緩和期間中は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
 - 図書館は、閉館時間を最長 20 時までとして、引き続き開館する。
 - * 県立図書館の閉館時間は変更なし (19 時)
 - 川崎図書館の閉館時間を 19 時 ⇒ 19 時 30 分
 - 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 13 時～19 時 ⇒ 14 時～20 時
 - 博物館・美術館、図書館における講座、イベントについては、事前予約制により実施する。
- ※ 県立図書館及び川崎図書館は、3月24日(水)～4月8日(木)までの間は、システム更新作業のため貸出は中止

- なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知を發出する。

学校再開後の県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況
(県教育委員会把握分)

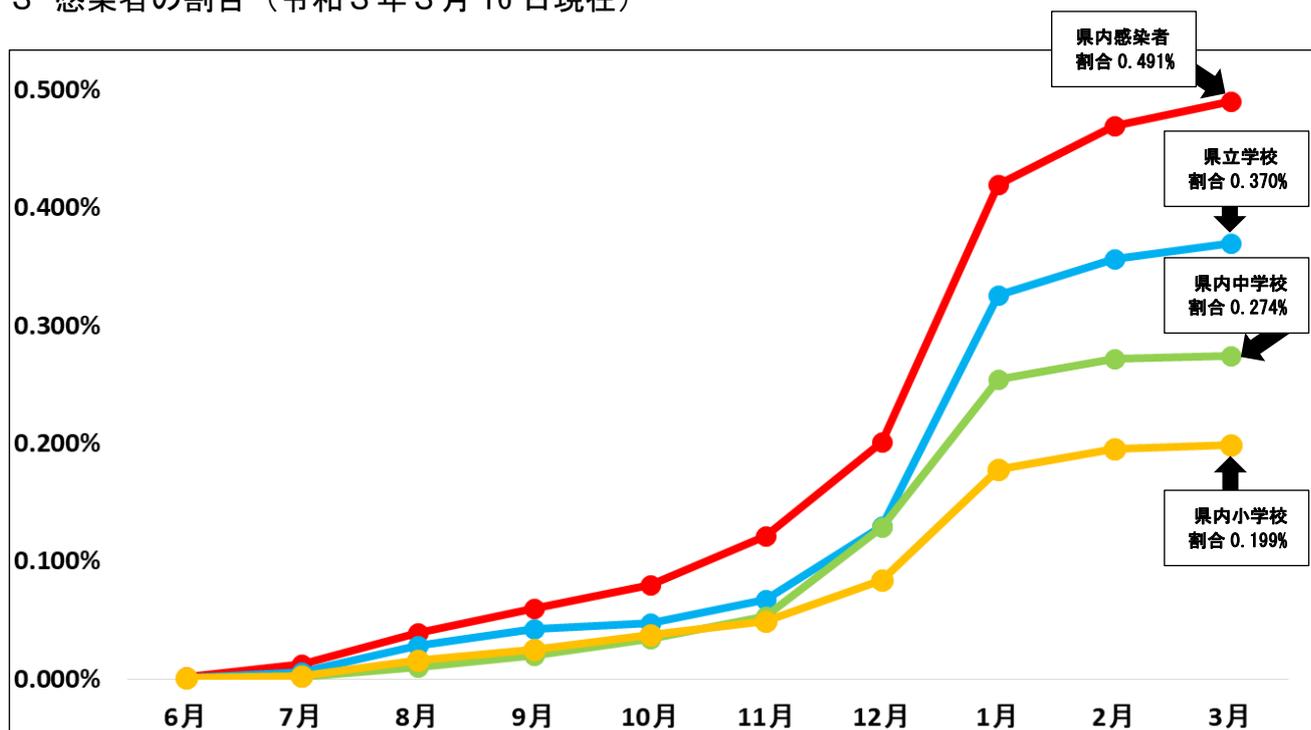
1 県立学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年3月16日現在)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
高等学校、中等教育学校	0	6	27	13	7	20	77	245	39	16	450
特別支援学校	1	0	2	5	0	5	4	6	1	1	25
合計	1	6	29	18	7	25	81	251	40	17	475

2 市町村立小学校及び中学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年3月16日現在)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	2	9	61	40	54	52	155	415	80	14	882
中学校	1	2	17	20	28	39	150	251	35	4	547
合計	3	11	78	60	82	91	305	666	115	18	1,429

3 感染者の割合 (令和3年3月16日現在)



○ 感染者の割合

県内感染者 (県内感染者数の累計 ÷ 県内総数 9,204,965 人)

県立学校 (県立学校児童生徒感染者数の累計 ÷ 県立学校児童、生徒数 128,424 人)

県内中学校 (県内市町村立中学校生徒感染者数の累計 ÷ 県内市町村立中学校生徒数 199,585 人)

県内小学校 (県内市町村立小学校児童感染者数の累計 ÷ 県内市町村立小学校児童数 443,921 人)

※ 県内総数は、令和2年4月1日現在「神奈川県人口統計調査」より

※ 児童・生徒数は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本調査報告書」より